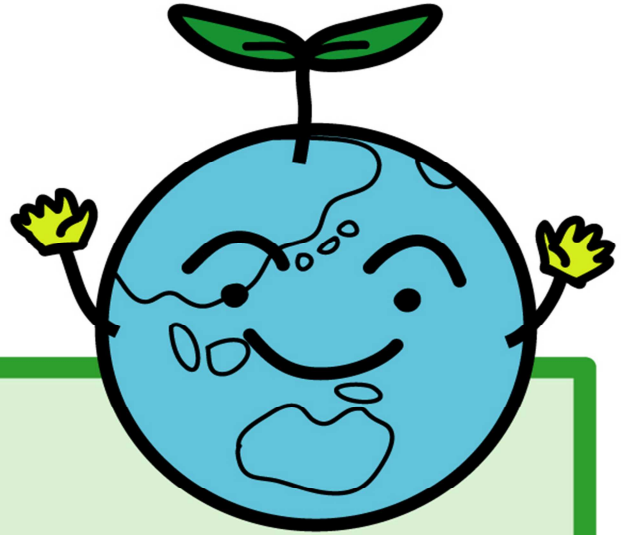




魚沼市一般廃棄物指定袋等 取扱店の手引き

令和 2 年 10 月制定
令和 7 年 7 月一部改定

魚沼市

【お問合せ】 魚沼市市民福祉部生活環境課廃棄物対策室廃棄物対策係
〒946-0057 魚沼市中島 707 番地 1（エコプラント魚沼内）
TEL:025-792-3055 FAX:025-792-4220
Mail:haikibutsu@city.uonuma.lg.jp

1 魚沼市一般廃棄物指定袋等取扱店について

魚沼市一般廃棄物指定袋等取扱店（以下「取扱店」という。）とは、魚沼市(以下「市」という。)が「魚沼市一般廃棄物指定袋等取扱店に関する要綱」に基づいて指定するものです。

取扱店の業務は、魚沼市民及び南魚沼市大和地域住民から納付される魚沼市一般廃棄物処理手数料（以下「処理手数料」という。）と引き換えに、それぞれの証紙（指定袋及び大型ごみ処理券(以下「指定袋等」という。))を交付するとともに、納付された処理手数料を魚沼市指定金融機関又は魚沼市収納代理金融機関へ入金していただく収納業務となります。

2 業務委託について

この委託は、指定袋等の交付並びに「魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により定められた処理手数料の徴収及び収納事務について、市と取扱店との間で契約を取り交わすものです。

取扱店の指定を希望する場合は、申請書に添付書類を添えて市に提出してください。市は申請内容を審査したうえで、取扱店としての指定の可否を決定します。

手続	提出書類	添付書類
新規申請	一般廃棄物指定袋等取扱店指定申請書(様式第1号)	(1) 店舗周辺地図 (2) (法人の場合)登記事項証明書（※現在事項全部証明書）、(個人の場合)住民票の写し (3) 市税の納税証明書又は滞納がない証明書 ※市税の納入状況を確認するため、市が税務情報を照会することに同意する場合、(3)の添付は不要です
名称、代表者等 変更の届出	一般廃棄物指定袋等取扱店内 容変更届出書(様式第4号)	
取扱店の廃止	一般廃棄物指定袋等取扱店廃 止届出書(様式第5号)	指定袋等を返還して手数料の還付を受けようとする場合は、一般廃棄物処理手数料還付請求等報告書(様式第7号)に、返還する指定袋等を添えて提出してください。 ※返還できる指定袋等は未開封のもの（処理券については未使用）に限ります

3. 指定の決定と取扱店標識について

市は、取扱店としての指定を決定した場合、該当店舗に「一般廃棄物指定袋等取扱店指定証」(様式第3号)及び取扱店標識を交付します。

◎指定袋等の取扱いは、申込書に記載された場所に設置された店舗のみが対象となり、届出場所以外での取扱いはできません。

◎取扱店標識は、店頭や店舗入り口等の見やすい箇所に掲示し、広く周知を図ってください。

4 魚沼市一般廃棄物指定袋等の取扱いに係る「処理手数料」及び「取扱委託料」について

「処理手数料（指定袋等の販売価格）」及び「取扱委託料（市から取扱店に支払う業務委託料）」は、次のとおりです。

※（「魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」の定めによる）

区分	種類等 (袋色×文字色)	袋サイズ (ℓ)	販売単位	処理手数料 (販売金額)	取扱 委託料
家庭系	可燃 (白×青)	1号(10)	1セット(20枚)	320円	8%
		2号(20)	1セット(20枚)	460円	
		3号(45)	1セット(20枚)	640円	
	不燃 (透明×緑)	4号(25)	1セット(10枚)	200円	
		5号(45)	1セット(10枚)	400円	
事業系	可燃 (白×ピンク)	3号(45)	1セット(20枚)	1,100円	
		4号(70)	1セット(20枚)	1,800円	
	不燃(透明×ピンク)	5号(45)	1セット(10枚)	800円	
容器包装品類 (白×黄色)		1号(10)	1セット(20枚)	160円	
		2号(20)	1セット(20枚)	220円	
		3号(45)	1セット(20枚)	300円	
大型ごみ	大物	処理券	1枚	2,000円	
	中物	処理券	1枚	1,000円	
	小物	処理券	1枚	500円	
	指定袋(透明×茶色)	6号(45)	1枚	350円	

※取扱委託料の1円未満の端数は切り捨てます。

5 取扱店の主な業務内容

(1) 指定袋等の販売及び処理手数料の徴収

① 販売について

指定袋の販売については、1セット単位となりますので、1枚単位の販売はできません。
大型ごみ処理券及び6号袋の販売については、1枚ごととなります。

② 領収書の発行

処理手数料を収納したときはレジスター等により収納し、領収書の発行をしてください。
(レシート可)

③ 取扱上の留意事項

- ・取扱いの形式は販売となりますが、実際の内容は商品の売買ではなく、処理手数料の収受行為ですので、指定袋等の割引販売（交付）はできません。
- ・上記に違反する行為は取扱店指定取消しの要件となりますので、違反行為は絶対に行わないでください。
- ・処理手数料には、消費税が含まれています。

(2) 指定袋等の発注及び納品

① 発注及び納品日

- ・注文受付時間：1月1日から1月3日までを除く月曜日から土曜日の8時30分から17時までとなります。
- ・納品：市との契約業者により、発注翌日以降、12月31日から翌年1月4日までを除く希望日に行います。数量を確認し伝票にサインのうえ収受してください。

② 発注の単位

販売単位での発注となります。

③ 発注先 エコプラント魚沼（原則 FAX。FAX のない場合のみ電話で受付）

◎FAX による申込み（FAX：025-792-4220）

専用の注文用紙（別添資料）により依頼してください。

○電話による申込み（TEL：025-792-3055）

取扱店名を告げ、依頼してください。

(3) 指定ごみ袋等の在庫管理

必要に応じて市から在庫状況についての問い合わせを行う場合がありますので、電算システムや出納簿等の記帳により、種類ごとの在庫管理をお願いします。

(4) 処理手数料の納入と取扱委託料の支払い

処理手数料の納入については、月毎又は指定袋等納品時一括のいずれかを選択してください。

① 月毎の納入の場合

取扱店は、当月末日までの実績を処理手数料収納内訳報告書(別添資料)により翌月10日までに報告し、市から確認を受けた後、市が発行する納入通知書により、30日以内に指定金融機関に払い込んでください。

② 手数料徴収前の一括納入の場合

取扱店は、指定袋等の納品後、市が発行する納入通知書により30日以内に指定金融機関に払い込んでください。

◆令和5年6月1日から変更

市が発行する納入通知書の金額は、取扱店から市へ支払う手数料から、市から取扱店へ支払う販売委託料を差し引いた金額となります。（**納入通知書金額＝処理手数料－取扱委託料**）

なお、取扱委託料については消費税の課税対象となることから、取扱店に対しては消費税相当額を加算した金額となりますので、取扱いについてよろしく願いいたします。

※納期限内に納入されないことが続きますと、指定ごみ袋の発注受付を停止させていただくことがあります。

別記様式(第7条関係)

処理手数料収納内訳報告書

(年 月分)

区分 項目	一般家庭用袋					容器包装用袋			事業所用袋			大型ごみ処理券			
	(青)			(緑)		(黄)			(ピンク)			(赤)	(緑)	(青)	(茶)
	1号 320円	2号 460円	3号 640円	4号 200円	5号 400円	1号 160円	2号 220円	3号 300円	3号 1,100円	4号 1,800円	5号 800円	大物 2,000円	中物 1,000円	小物 500円	6号 350円
先月繰越	包	包	包	包	包	包	包	包	包	包	包	枚	枚	枚	枚
今月受渡															
合 計															
今月交付															
今月残数															
徴収金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

収納金額									円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

年 月分について以上のとおり報告いたします。

年 月 日

受託者 (コード)

住 所 _____

魚沼市長 様

氏 名 _____

ごみ指定容器等注文書***受信者**

魚沼市

エコプラント魚沼 行

TEL 025-792-9900

FAX 025-792-4220

***送信者**

住 所

取扱店名

担当者

注文日 令和 年 月 日

配達希望日 令和 年 月 日

電話番号

家庭系用指定容器									
種 別	可燃ごみ用(青)			不燃ごみ用(緑)		大型 (茶)	容器包装ごみ用(黄)		
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	1号	2号	3号
セット数									

事業系用指定容器(ピンク)			
種 別	可燃ごみ用		不燃 ごみ用
	3号	4号	5号
セット数			

大型ごみ処理券			
種 別	2,000円券 (赤)	1,000円券 (緑)	500円券 (青)
枚 数			

連絡事項
